

産業廃棄物管理票交付等状況報告書作成の手引

《目次》

①	制度の概要	1
②	対象者	1
③	報告対象	1
④	提出期間	2
⑤	提出方法及び提出先	2
⑥	報告書様式	3
⑦	記載例	4
	＜具体例 1（中間・最終処分場に直行する場合のマニフェスト）＞	5
	＜具体例 2（積替保管場を経由した場合のマニフェスト）＞	6
	＜具体例 3（建設廃棄物のマニフェスト）＞	7
⑧	参考	8
	＜日本標準産業分類＞	8
	＜産業廃棄物等の種類及び体積から重量への換算係数＞	10
	＜表にない廃棄物の分類の具体例＞	11
	＜重量（t）への換算例＞	11
⑨	問い合わせ先	12

令和 5 年度

千葉県環境生活部廃棄物指導課

1 制度の概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項に基づき産業廃棄物管理票の交付者（以下「事業者」という。）は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間において交付した産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付等の状況に関し、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書（様式第3号）」（以下「報告書」という。）を作成し、千葉県知事へ提出することが必要です。

なお、電子マニフェストを利用する事業者にあつては、情報処理センターが集計して千葉県知事に報告を行うため、報告書を提出する必要はありません。

2 対象者

千葉県内に事業場が所在し、マニフェストを交付した事業者（中間処理業者を含む。）

※千葉市内、船橋市内又は柏市内に産業廃棄物を排出する事業場が所在する場合は、県ではなくそれぞれ千葉市、船橋市又は柏市に報告書を提出することになりますので、ご注意ください。

千葉市産業廃棄物指導課	TEL：043-245-5682
船橋市廃棄物指導課	TEL：047-436-3810
柏市産業廃棄物対策課	TEL：04-7167-1696

3 報告対象

- ・ 前年度に交付したマニフェストの交付等の状況
- ・ 千葉県内に事業場が複数存在する場合には、それぞれに対して報告が必要（ただし、設置が短期間又は所在地が一定しない事業場にあつては、とりまとめて報告してください。）

4 提出期間

4月1日から6月30日まで

5 提出方法及び提出先

(1) 「ちば電子申請サービス」による提出

千葉県ホームページの「ちば電子申請サービス」から手続きを行ってください。
報告者は「ちば電子申請サービス」画面の案内に従い、必要事項を入力し、あらかじめ作成した報告書（エクセル（xls）ファイル又はPDF ファイル）を添付し、電子届出として送信します。

(2) 郵送又は持参による提出

正本1部のみを提出してください。

(提出先)

〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1

千葉県環境生活部 廃棄物指導課 指導企画班

※お手数ですが、封筒に「マニフェスト報告書在中」とご記入ください。

<留意事項>

1. 代表者印等は不要です。
2. 交付したマニフェストやその写しなど添付書類は必要ありません。
3. 控えの受付・返送は行いませんので、返信用封筒は入れないようお願いします。控えが必要な方は事前に、写しをとってから提出してください。
4. 提出記録を残したい場合は、簡易書留、宅配便など記録が残る方法で提出してください。到着確認のお問い合わせにはお答えできません。

6 報告書様式

(<http://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/tetsuzuki/haisouhou/manifest101.html>)

様式第三号（第八条の二十七関係）									
産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和○年度）									
千葉県知事		殿		報告者		住 所		年 月 日	
				氏 名					
				(法人にあつては名称及び代表者の氏名)					
				電 話 番 号					
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和×年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。									
事業場の名称				電話番号		業 種			
事業場の所在地									
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1									
2									
3									
4									

備考

1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。

2 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は住所地在一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。

3 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。

4 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。

5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係る明記をすること。

6 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。

7 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。（日本工業規格 A列4番）

様式第三号 別紙（千葉県作成様式）									
事業場の名称									
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									

備考

1 この別紙は様式第三号の記載に当たって行数が足りない場合に使用することができる。この様式で足りない場合、また、行番号についても適宜付け替えることができる。

2 事業場の名称には、報告書（様式第三号）と同じ名称を記入すること。

3 ページ数欄には、該当ページ数/総ページ数を記載すること。

注）別紙は1枚目（様式第3号）に収まらない場合に使用してください。

7 記載例

様式第三号 別紙 (千葉県作成様式)

報告書作成

産業廃棄物管理票交付等状況報告書 (令和○年度) 令和5年6月30日が届出期限です。

令和 年 月 日

事業場の名称を記入します。
建設工事等、短期間の現場が複数ある場合は「千葉県管内管轄工事」とまとめて記入してください。所在地は「千葉県管内区域」と記入してください。(但し、千葉市、船橋市及び柏市内の現場分は含めず、その分はそれぞれの自治体に別途提出してください。)

報告者
住所 260-8667 千葉県〇〇市〇〇×1-2-3
氏名 凸凹化学工業 代表取締役 凸凹太郎
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
電話番号 043-221-3970

押印不要

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和×年度の産業廃棄物管理票に

事業場の名称	凸凹化学工業 (株) 〇〇工場	業 種	化学工業
事業場の所在地	千葉県〇〇市〇〇×5-0-0-1	電話番号	047-1234
番号	産業廃棄物の種類	排出量 (t)	管理票の交付枚数
1	金属くず	10	5
2	廃油	7.2	4
3	廃酸	5.2	2
4	廃アルカリ	6.3	3

運搬受託者の氏名又は名称 南△△環境

運搬先の住所 210-0000 神奈川県〇〇市〇〇×0-1-23

処分受託者の氏名又は名称 有償売却 有償で売却した場合

日本標準産業分類の名称を記入してください。
下記統計局アドレスでご確認ください。
http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000044.html

備考

- この報告書
- 同一の都道府県内において、トン単位で把握している場合には、トン換算表を参考にトンに換算した量を記入してください。
- 産業廃棄物の種類
- 業種
- 運搬又は処分
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合は、再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

許可番号の下6桁を記入します。許可証を確認してください。

マニフェストの「運搬先の事業場(処分事業場)」「所在地」を記入します。「運搬受託者」の住所や「処分受託者」の住所ではありません。

運搬先の住所と同じ場合は記入不要です。(基本的に空欄です)

様式第三号 別紙 (千葉県作成様式)

事業場の名称	凸凹化学工業 (株) 〇〇工場						
番号	産業廃棄物の種類	排出量 (t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
5	廃プラスチック類	10	1	123456	南△△環境	260-0000 千葉県××市××1-2-3	
5	積替保管場を経由する場合は産業廃棄物の種類ごとに同じ番号を記入してください。			222222	(株) 〇〇海運	889-0000 宮崎県△△郡△△町△△3-4-5	積み替え保管場所を記入してください。
5				123123	◎◎陸運 (株)	889-0000 宮崎県〇〇×郡〇〇町〇〇×5-6-7	123321 〇〇興業 (株)
6	廃油(引火性廃油)	0.2	1	012345	南△△環境	210-0000 神奈川県〇〇市〇〇×0-1-23	777779 ××クリーン (株)
7	廃油(引火性廃油)	0.4	2	012345	南△△環境	210-0000 埼玉県〇〇市〇〇×0-1-23	666444 (株) 〇〇産業
8	産業廃棄物の種類を入力します。同じ種類であっても、処理業者が異なる場合はそれぞれ分けて入力します。						
9							
10							

備考

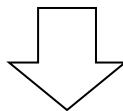
- この別紙は様式第三号の記載に当たって行数が足りない場合に使用することができます。この様式で足りない場合、また、行番号についても適宜付け替えることができます。
- 事業場の名称には、報告書 (様式第三号) と同じ名称を記入すること。

＜具体例１（中間・最終処分場に直行する場合のマニフェスト）＞

産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票

交付年月日	交付番号	管理番号	交付相手 氏名 千葉 太郎 (印)
事 業 者 (排出者)	氏名又は名称 凸凹食品工業(株) 住所 〒260-8667 千葉県〇〇市〇×1-2-3 電話番号 043-111-3970		名称 凸凹食品工業(株) 〇〇工場 所在地 〒222-2222 千葉県△△市△△4-5-6 電話番号 047-1234-5678
産 業 廃 棄 物	☒ 種類(普通の産業廃棄物) ☐ 種類(特別管理産業廃棄物) ☐ 0100 燃えがら ☐ 1200 金属くず ☐ 2000 引火性廃油 ☐ 2400 燃えがら(有害) ☐ 0200 汚泥 ☐ 1300 プラスチックくず ☐ 2100 酸性廃液(有害) ☐ 2420 廃油(有害) ☐ 0300 廃油 ☐ 1400 紙くず ☐ 2110 強酸(有害) ☐ 2425 汚泥(有害) ☐ 0400 廃酸 ☐ 1500 がれき類 ☐ 2115 強酸(有害) ☐ 2427 廃酸(有害) ☐ 0500 炭アルカリ ☐ 1600 家畜のふん尿 ☐ 2200 炭アルカリ ☐ 2428 炭アルカリ(有害) ☐ 0600 黒プラスチック ☐ 1700 家畜の死体 ☐ 2210 炭アルカリ(有害) ☐ 2429 ばいじん(有害) ☐ 0700 紙くず ☐ 1800 ばいじん ☐ 2300 発酸性廃棄物 ☐ 2430 13号廃油(有害) ☐ 0800 木くず ☐ 1900 13号廃棄物 ☐ 2410 PCB等 ☐ ☐ 0900 繊維くず ☐ 2421 腐食性等 ☐ ☒ 1000 動植物性残さ ☐ 2422 指定下水汚泥 ☐ ☐ 1100 ゴムくず ☐ 2423 板さい(有害) ☐		数量(及び単位) 4t ② 備考 パラ 産業廃棄物の名称 魚腸骨 有害物質等 処分方法 焼却 備考・通信欄
	中間処理 産業廃棄物 ☐ 管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) ☐ 領簿記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり		
最終処分 場所	名称/所在地/電話番号 XX処理センター ☐ 委託契約書記載のとおり ☒ 当欄記載のとおり 神奈川県XX市〇×4-5-6 045-111-2222		
運搬受託者	氏名又は名称 (有)△△環境 ③ 住所 〒111-2345 千葉県△△市××7-8-9 電話番号 044-222-3333	名称 〇〇有機(株)〇×事業所 住所 〒210-0000 神奈川県〇〇市〇×0-1-23 電話番号 044-111-2333	④
処分委託者	氏名又は名称 〇〇有機(株) ⑤ 住所 〒210-0000 電話番号 044-222-3333 神奈川県〇〇市△△4-5-6	名称 住所 〒 電話番号	
運搬者	氏名 (有)△△環境 山本 〇郎 (印)	氏名 〇〇有機(株) 〇×事業所 (印)	数量(及び単位)
処分者	氏名 (有)△△環境 山本 〇郎 (印)	氏名 〇〇有機(株) 〇×事業所 (印)	数量(及び単位)
最終処分 行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号)		

発行元：社団法人 全国産業廃棄物連合会



様式第三号（第八条の二十七関係）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和〇年度）

直行版

令和 年 月 日

千葉県知事 殿

報告者
住 所 260-8667 千葉県〇〇市〇×1-2-3
氏 名 凸凹食品工業(株) 代表取締役社長 凸凹太郎
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電 話 番 号 043-221-3970

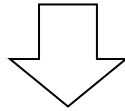
産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和×年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称	凸凹食品工業(株) 〇〇工場		業 種	食料品製造業					
事業場の所在地	千葉県〇〇市△△500-1		電話番号	047-1234-5678					
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分委託者の許可番号	処分委託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	動植物性残さ	4	1	012345	(有)△△環境	210-0000 神奈川県〇〇市〇×0-1-23	034567	〇×有機(株)	

① ② ③ ④ ⑤

マニフェストに記載されていないので、契約書や許可証で確認すること

産廃廃棄物管理票 (マニエント) A票		登録番号		氏名	
氏名又は名称	凸凹電力(株)	住所	〒260-8667 電話番号 047-1234-5678 千葉県OX市OX1-2-3	名称	凸凹火力発電所
住所	〒260-8667 電話番号 047-1234-5678 千葉県OX市OX1-2-3	所在地	〒222-2222 電話番号 047-1234-5678 千葉県OX市OX4-5-6	数量(及び単位)	10t
種類	もえがら	数量(及び単位)	10t	荷姿	1tバ
産業廃棄物の名称	石炭灰	有害物質等		処分方法	管理型埋立
管理票交付者(部分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)					
☐ 他票記載のとおり ☐ 本票記載のとおり 名称/所在地/電話番号 ☐ 委託契約書記載のとおり ☒ 本票記載のとおり					
氏名又は名称	(株)△△運輸 ①	住所	〒260-0000 電話番号 043-123-1234 千葉県△△市△△4-5-6	名称	XX港XX埠頭△△倉庫
住所	〒260-0000 電話番号 043-123-1234 千葉県△△市△△4-5-6	所在地	〒260-0000 電話番号 043-223-2111 千葉県XX市XX1-2-3 ②	数量(及び単位)	
氏名又は名称	(株)□□海運 ③	住所	〒899-0000 電話番号 099-56-7777 鹿児島県□□市□□7-8-9	名称	□□港□□岸壁 ④
住所	〒899-0000 電話番号 099-56-7777 鹿児島県□□市□□7-8-9	所在地	〒899-0000 電話番号 099-55-6666 宮崎県□□郡□□町□□3-4-5 ⑤	数量(及び単位)	
氏名又は名称	◎◎陸屋(株) ⑥	住所	〒590-0000 電話番号 0994-89-9999 宮崎県◎◎市◎◎1-2-3	名称	OX処分場 ⑦
住所	〒590-0000 電話番号 0994-89-9999 宮崎県◎◎市◎◎1-2-3	所在地	〒899-0000 電話番号 0993-77-8888 宮崎県OX郡OX町OX5-6-7 ⑧	数量(及び単位)	
氏名又は名称	○○興業(株) ⑨	住所	〒890-0000 電話番号 0994-33-4444 宮崎県○○市○○4-5-6	名称	
住所	〒890-0000 電話番号 0994-33-4444 宮崎県○○市○○4-5-6	所在地		数量(及び単位)	
氏名	(株)△△運輸 太田 功 受領印	住所		数量(及び単位)	
氏名	受領印	住所		数量(及び単位)	
氏名	受領印	住所		数量(及び単位)	
氏名	受領印	住所		数量(及び単位)	
名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所によっては委託契約書記載の番号)					



産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和○年度）令和○年○月○日

積み替え保管記載例

千葉県知事殿

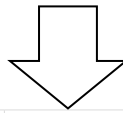
報告者
住 所
氏 名
（法人にあつては名称及び代表者の氏名）
電 話 号

260-8667 千葉県○×市○×1-2-3
凸凹電力(株) 代表取締役社長 千葉一郎
043-221-3970

産業物の処理及び清〓、〓する法律第12条の3、7項の規定に基づき、令和○年度の産〓産業物管理票〓関する報告書を〓出します。〓

事業場の名称		凸凹火力発電所		業 種		電気業			
事業場の所在地		千葉県○□市○□4-5-6		電話番号		0 4 7 - 1 2 3 4 - 5 6 7 8			
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	燃え殻	10	1	123456	㈱△△電力 ①	260-0000 千葉県○×市○×1-2-3 ②			
1				222222	(株)□△電運 ③	889-0000 宮崎県□△郡□△町△3-4-5 ④			
1				123123	◎◎陸上(株) ⑤	889-0000 宮崎県○×郡○×6-6-7 ⑥	123321	○○興業㈱ ⑦	

産業廃棄物管理票				建設系廃棄物マニフェスト(A)				廃棄番号			
交付年月日		交付番号		交付場所		氏名		事前届出 番号/年月日		廃棄	
				産業監督省		千葉太郎		産廃 00-0000号/平成00年00月00日			
事業者 住所 〒261-0001 千葉県千葉市中央区市場町10-10 氏名又は名称 △△建設(株) 電話番号 043-223-2656				事業所 (作業者) 所在地 〒261-0001 千葉県XX市△△2-1-1 名称 △△建設(株)00の新築工事事務所 電話番号 047-XXX-XXXX				積込・運出日 積込又はサイン後印又はサイン後印又はサイン後印又はサイン後印 (B1版) (B2版) (D版) (E版)			
受取場所等の種類 (単位:t kg ml g) 受取品名 数量 受取品名 数量 01 コンクリートから 07 混合 (安定型)のあ 11 建設汚泥 17 石融合有害産業廃棄物 02 アスコンから 08 石融合有害産業廃棄物 12 紙くず 21 廃石粉等 03 その他がれき類 13 木くず 04 プラス・樹脂類くず 14 繊維くず 05 プラスチック類 15 炭石質ボード 06 金属くず 16 混合 (管理型含む)				数量 数量 4 4				形状 数量 1 形状 1 バラ 2 形状 2 コンテナ 3 形状 3 ドラム缶 4 形状			
中継・処分 管理責任交付書 (処分委託者) の氏名又は名称 氏名 住所 電話番号 1 経路記載のとおり 2 当管理記載のとおり				最終処分 廃止処分、再処分の場所 (予定) 所在地/名称 ① 委託契約書記載のとおり 2 当管理記載のとおり							
運送委託者 (収集運搬業者) (1) 住所 〒222-3333 千葉県00市△△1-2-3 氏名又は名称 00運送(株) 電話番号 047-111-2222 積積入・積出 積積入・積出 1. 有 2. 無				運送委託者 (収集運搬業者) (2) 住所 〒 氏名又は名称 電話番号 積積入・積出 積積入・積出 1. 有 2. 無				運送光の事項 (処分委託者の処理施設) 所在地 〒357-0000 埼玉県所沢市00 07B0-0 名称 (株)△△産業処理所 電話番号 047-111-2222 処分方法 最終処分 1. 安定型 2. 管理型 3. 燃焼型 1. 2. 3.			
処分受託者 (処分業者) 住所 〒357-0000 埼玉県所沢市00 07B0-0 氏名又は名称 (株)△△産業 電話番号 047-111-2222				処分受託者 (処分業者) 住所 〒 氏名又は名称 電話番号 積積入・積出 積積入・積出 1. 有 2. 無				処分受託者 (処分業者) 住所 〒 氏名又は名称 電話番号 積積入・積出 積積入・積出 1. 有 2. 無			
運送の委託 (1) 会社名及び関係会社名 (サイン又は受領印) 00運送(株) 鈴木一郎				運送の委託 (2) 会社名及び関係会社名 (サイン又は受領印) 00運送(株) 鈴木一郎				運送の委託 (3) 会社名及び関係会社名 (サイン又は受領印) 00運送(株) 鈴木一郎			



様式第三号（第八条の二十七関係）									
建設廃棄物記載例（複数現場）産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和○年度）									
千葉県知事 殿									
報告者									
住 所 260-8667 千葉市中央区市場町10-10									
氏 名 △△建設 代表取締役社長 凸凹太郎									
（法人にあつては名称及び代表者の氏名）									
電話 番号 043-223-2656									
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和○年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。									
事業場の名称 千葉県管轄内工事									
事業場の所在地 千葉県管轄区域内									
電話番号									
番号	産業廃棄物の種類	排出量 (t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	20	6	012345	〇〇運送㈱	359-0000 埼玉県所沢市〇〇丁目〇-〇	034567	㈱△△産業興	

複数の工事現場の交付状況を合算して記入すること。

8 参考

<日本標準産業分類>

日本標準産業大・中分類一覧（第 13 回改定）

A 農業、林業 01 農業 02 林業 B 漁業 03 漁業（水産養殖業を除く） 04 水産養殖業 C 鉱業、採石業、砂利採取業 05 鉱業、採石業、砂利採取業 D 建設業 06 総合工事業 07 職別工事業（設備工事業を除く） 08 設備工事業 E 製造業 09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 11 繊維工業 12 木材・木製品製造業（家具を除く） 13 家具・装備品製造業 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 15 印刷・同関連業 16 化学工業 17 石油製品・石炭製品製造業 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く） 19 ゴム製品製造業 20 なめし革・同製品・毛皮製造業 21 窯業・土石製品製造業 22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 32 その他の製造業 F 電気・ガス・熱供給・水道業 33 電気業 34 ガス業 35 熱供給業 36 水道業 G 情報通信業 37 通信業 38 放送業 39 情報サービス業 40 インターネット附随サービス業 41 映像・音声・文字情報制作業 H 運輸業、郵便業 42 鉄道業 43 道路旅客運送業 44 道路貨物運送業 45 水運業 46 航空運輸業 47 倉庫業 48 運輸に附帯するサービス業 49 郵便業（信書便事業を含む） I 卸売業・小売業 50 各種商品卸売業 51 繊維・衣服等卸売業 52 飲食料品卸売業 53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 54 機械器具卸売業 55 その他の卸売業 56 各種商品小売業 57 織物・衣服・身の回り品小売業
--	---

58 飲食料品小売業 59 機械器具小売業 60 その他の小売業 61 無店舗小売業 J 金融業、保険業 62 銀行業 63 協同組織金融業 64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 65 金融商品取引業、商品先物取引業 66 補助的金融業等 67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む） K 不動産業、物品賃貸業 68 不動産取引業 69 不動産賃貸業・管理業 70 物品賃貸業 L 学術研究、専門・技術サービス業 71 学術・開発研究機関 72 専門サービス業（他に分類されないもの） 73 広告業 74 技術サービス業（他に分類されないもの） M 宿泊業、飲食サービス業 75 宿泊業 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業 N 生活関連サービス業、娯楽業 78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業 80 娯楽業 O 教育、学習支援業 81 学校教育 82 その他の教育、学習支援業 P 医療、福祉 83 医療業 84 保健衛生 85 社会保険・社会福祉・介護事業 Q 複号サービス事業	86 郵便局 87 協同組合（他に分類されないもの） R サービス業（他に分類されないもの） 88 廃棄物処理業 89 自動車整備業 90 機械等修理業（別掲を除く） 91 職業紹介・労働者派遣業 92 その他の事業サービス業 93 政治・経済・文化団体 94 宗教 95 その他のサービス業 96 外国公務 S 公務（他に分類されるものを除く） 97 国家公務 98 地方公務 T 分類不能の産業 99 分類不能の産業
--	--

<産業廃棄物等の種類及び体積から重量への換算係数>

産業廃棄物等の種類と体積（立方メートル）から重量（トン）への換算係数（参考値）

産業廃棄物の種類	換算係数(t/m ³)	産業廃棄物の種類	換算係数(t/m ³)
燃え殻	1.14	建設混合廃棄物	0.26
汚泥	1.10	管理型混合廃棄物	0.26
廃油	0.90	安定型混合廃棄物	0.26
廃酸	1.25	シュレッダーダスト	0.26
廃アルカリ	1.13	その他混合廃棄物	(注 2)
廃プラスチック類	0.35	廃電気機械器具	1.00
廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物）	0.35	廃自動車	1.00
紙くず	0.30	廃電池類	1.00
木くず	0.55	複合材（注 3）	1.00
繊維くず	0.12	特別管理産業廃棄物の種類	換算係数(t/m ³)
動植物性残渣	1.00	廃油（引火性廃油）	0.90
動物系固形不要物	1.00	廃油（特定有害産業廃棄物）	0.90
ゴムくず	0.52	汚泥（特別管理産業廃棄物）	1.10
金属くず	1.13	廃酸（強廃酸）	1.25
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.00	廃酸（特定有害産業廃棄物）	1.25
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物）	1.00	廃アルカリ（廃強アルカリ）	1.13
		廃アルカリ(特定有害産業廃棄物)	1.13
鋳さい	1.93	感染性廃棄物	0.30
がれき類	1.48	廃 PCB 等	1.00
がれき類（石綿含有産業廃棄物）	1.48	PCB 汚染物	1.00
コンクリートがら	1.48	PCB 処理物	1.00
アスファルト・コンクリートがら	1.48	鋳さい（特定有害産業廃棄物）	1.93
動物のふん尿	1.00	廃石綿等	0.30
動物の死体	1.00	ばいじん(特定有害産業廃棄物)	1.26
ばいじん	1.26	燃え殻（特定有害産業廃棄物）	1.14
13 号廃棄物	1.00	指定有害廃棄物	(注 2)
輸入された廃棄物	(注 2)	その他特別管理産業廃棄物	(注 2)

注1) 種類及び係数については、環境省通知（H18.12.27 環廃産発第 061227006 号）及び（財）日本産業廃棄物処理振興センターが電子マニフェストの処理に使用しているものを参考とした。

注 2) 参考値に換算係数を示していないものについては、種類・形状・形態から判断して換算すること。

注 3) 複数の産業廃棄物が排出段階で一体不可分になっているもの。

注 4) この換算係数はあくまでマクロ的な重量を把握するための参考値という位置付けであることに留意されたい。

注 5) 「2 t 車 1 台」といったような場合には、積載した廃棄物の体積を推計し、それぞれ上記換算係数を掛けることによりトン数を計算する方法がある。

＜表にない主な産業廃棄物の分類＞

- ・ 混合廃棄物
 - 建設系であれば、建設混合廃棄物
 - 安定型 5 品目（廃プラスチック類、がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、ゴムくず）のみであれば、安定型混合廃棄物
 - それ以外のものが含まれる場合、管理型混合廃棄物
- ・ 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等
 - 産業廃棄物の種類の隣にかっこ書きで水銀使用製品産業廃棄物または水銀含有ばいじん等と記載すること。
例：廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物）
- ・ 廃石膏ボード
 - ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
 - 紙等の付着がある場合、管理型混合廃棄物
- ・ 蛍光灯
 - 廃電気機械器具
 - 水銀使用製品の場合、廃電気機械器具（水銀使用製品産業廃棄物）

＜重量（t）への換算例＞

- ・ 廃プラスチック類 2 m³ → 0.7 t
[2 (m³) × 0.35 (t/m³) = 0.7 (t)]
- ・ 廃油 10 ℓ → 0.009t
[10 (ℓ) × 0.001 (m³/ℓ) × 0.9 (t/m³) = 0.009 t]
- ・ 感染性廃棄物 5 kg → 0.005 t
[5 (kg) × 0.001 (t/kg) = 0.005 (t)]

9 問い合わせ先

廃棄物指導課指導企画班または所轄の地域振興事務所にお問い合わせください。

◆◆◆関係問い合わせ先一覧◆◆◆

(1) 県庁（千葉市、船橋市、柏を除く県下全域）

名 称	電 話	ホームページアドレス
千葉県環境生活部 廃棄物指導課 指導企画班	043-223-2757	http://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/index.html

(2) 地域振興事務所

名 称	所 在 地	電 話	管轄する市町村
葛南地域振興事務所 地域環境保全課	〒273-8560	047-424-8093	市川市、習志野市、八千代市、浦安市
	船橋市本町1-3-17エース7階		
東葛飾地域振興事務所 地域環境保全課	〒271-8560	047-361-2119	松戸市、野田市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市
	松戸市小根本7		
印旛地域振興事務所 地域環境保全課	〒285-8503	043-483-1138	佐倉市、成田市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、栄町、酒々井町
	佐倉市鎗木仲田町8-1		
香取地域振興事務所 地域環境保全課	〒287-8502	0478-54-7505	香取市、神崎町、多古町、東庄町
	香取市佐原イ92-11		
海匝地域振興事務所 地域環境保全課	〒289-2504	0479-64-2825	銚子市、旭市、匝瑳市
	旭市ニ1997-1		
山武地域振興事務所 地域環境保全課	〒283-0006	0475-55-3862	東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、横芝光町、芝山町
	東金市東新宿17-6		
長生地域振興事務所 地域環境保全課	〒297-8533	0475-26-6731	茂原市、一宮町、白子町、長柄町、長南町、睦沢町、長生村
	茂原市茂原1102-1		
夷隅地域振興事務所 地域環境保全課	〒298-0212	0470-82-2451	勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町
	夷隅郡大多喜町猿稻14		
安房地域振興事務所 地域環境保全課	〒294-0045	0470-22-8711	館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町
	館山市北条402-1		
君津地域振興事務所 地域環境保全課	〒292-8520	0438-23-2285	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
	木更津市貝渕3-13-34		

(3) 千葉市

名 称	所 在 地	電話番号
千葉市環境局資源循環部 産業廃棄物指導課	〒260-8722 千葉市中央区千葉港 2 - 1	043-245-5682

(4) 船橋市

名 称	所 在 地	電話番号
船橋市環境部廃棄物指導課	〒273-8501 船橋市湊町 2 - 1 0 - 2 5	047-436-3810

(5) 柏市

名 称	所 在 地	電話番号
柏市環境部産業廃棄物対策課	〒277-8505 柏市柏 5 - 1 0 - 1	04-7167-1696